

飯能市立原市場中学校 部活動に係る活動方針

1 活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の推進を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて適切な部活動実施について指導助言を行う。
- (4) 外部指導者について積極的に活用する体制づくりに努める。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3) 部活動顧問会を設置し、定期的に情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 教職員全員が参加する心肺蘇生法や AED 使用（等の救急救命に係る）の研修を実施する。
- (6) 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- (7) 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 学期中は、原則週あたり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で（休養日なく）活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- (2) 定期テスト5日前及び定期テスト当日までの期間は休養日とする。
- (3) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。この活動時間には、活動のための準備、片付け、会場準備等の時間は含まない。
- (4) 3時間を超える活動の場合には、生徒の健康面を考慮し、休養日を他の日に振り替える。
- (5) 熱中症事故防止の観点から、35℃を超える気温のときには、活動を行わない。
- (6) 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。